

國立結核療養所官制中改正

國立結核療養所官制中一部改正に關する勅令は昭和十六年十月四日付官報を以て公布せられたが之を掲ぐれば次の如くである。

國立結核療養所官制中改正ノ件

(昭和十六年十月三日 勅令第八百九十三號)

國立結核療養所官制中左ノ通改正ス

第二條中「書記 專任十人 判任」ノ次ニ「技手 專任二人 判任」ヲ加フ

第八條ヲ第九條トシ第九條ヲ第十條トシ第七條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第八條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケテ技術ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太結核豫防法施行規則の公布

結核豫防法樺太施行令については本誌第二卷第七號本欄所報の如くであるが、同法施行規則は廳令を以て昭和十六年十月四日付官報により公布せられた。之を掲ぐれば次の如くである。

樺太結核豫防法施行規則

(昭和十六年六月二十日 樺太廳令第五十四號)

第一條 結核豫防法(以下法ト稱ス)第一條ノ規定ニ依ル届出ハ患者ノ住所、職業、性別、氏名、年齢、病名、及診斷年月日ヲ具シ樺太廳長官ニ之ヲ爲スベシ

第二條 法第二條第一項ノ規定ニ依リ醫師ノ指示スベキ消毒其ノ他ノ豫防方法ハ左ノ各號及第十四條ノ規

定ニ準據スベシ

一 患者ノ居室ハ成ルベク專用トシ採光換氣ニ注意シ常ニ清潔ヲ保持スルコト

二 患者ト同居セル者ハ時々健康診斷ヲ受クルコト

三 患者ノ食器、手拭、寢具等ハ專用トシ衣服及寢具ハ時々日光ニ曝スコト

四 唾痰ハ唾壺、布片、紙片又ハ下水、便池其ノ他

病毒傳播ノ危険ナキ場所ノ外略出セザルコト

五 唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄シ唾痰ノ附著シタル布片及紙片ハ之ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト

六 咳嗽、噴嚏ノ際ハ成ルベク布片、紙片等ニテ口鼻ヲ覆フコト

七 患者ノ常用シタル衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメントスルトキハ消毒スルコト

八 患者居室又ハ住家ヲ轉ジタルトキハ其ノ使用シタル居室又ハ住家ニシテ必要ト認ムル場所ヲ消毒スルコト

九 患者死亡シタルトキハ其ノ使用シタル居室、衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルコト

第三條 醫師消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示シタルニ拘ラズ之ニ從ハズ又ハ治療ヲ中止シタル者アルトキハ所轄警察署長ニ通報スベシ

第四條 左ニ掲グル者ニ對シテハ法第四條第一項第一號ノ規定ニ依リ健康診斷ヲ施行ス

一 産婆及看護婦又ハ按摩術、鍼術、灸術、マツサーヂ術、柔道整復術其ノ他療術行爲ニ従事スル者

二 理髮營業ニ従事スル者

人口問題研究所官制中改正

本人口問題研究所官制中改正の件については昭和十六年十一月五日付官報を以て勅令第九百四十八號として公布せられた。之を掲ぐれば次の如くである。尙右に伴ひ高等官官等俸給令中改正の件についても同日勅令第九百四十九號として公布を見た。

人口問題研究所官制中改正ノ件

(昭和十六年十一月四日 勅令第九百四十八號)

人口問題研究所官制中左ノ通改正ス

第二條第一項中「研究官 專任十一人 奏任」ヲ「研究官 專任十二人 奏任(内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

人口問題研究所廳舎の移轉

本人口問題研究所は昭和十六年十一月十八日本研究所創設以來の廳舎たりし麴町區霞ヶ關の前廳舎より左記の所に移轉した。

東京市麴町區永田町二丁目二〇ノ二

三 藝妓、娼妓及酌婦

四 旅館、下宿屋、料理屋、飲食店、特殊飲食店、

貸座敷、興行場、遊技場其ノ他客ノ來集ヲ目的ト

スル場所ニ於ケル從業者及其場所ニ居住スル者

五 飲食物ノ製造又ハ販賣業ニ従事スル者

六 質屋、古物商、貸本業、貸蒲團業、衣類其ノ他

纏身用物ノ貸貸業ニ従事スル者

七 旅客運送營業ニ従事スル乗務員

八 箸、楊枝及玩具ノ製造又ハ販賣ニ従事スル者

九 其ノ他必要ト認ムル者

前項ノ健康診斷ノ日時及場所ハ所轄警察署長ヲシテ

通知セシム

第五條 左ニ掲グル場所ニハ液體ヲ入レタル適當箇數

ノ唾壺ヲ配置スベシ但シ凍結ノ虞アル場合ハ他ノ物

ヲ以テ液體ニ代フルコトヲ得

一 學校、圖書館、診療所、銀行、會社、會合中ノ

社寺、教會及說教所

二 理髮店及湯屋

三 旅館、下宿屋、無料宿泊所、料理屋、飲食店、

特殊飲食店、貸座敷、寄宿舎、合宿所及集會所

四 興行場及遊技場

五 工場、製造所及市場

六 鐵道、電車、船舶、自動車、馬車等ノ發着待合

所

七 漁舎、土工部屋、仲仕及濱稼人溜所

八 其ノ他人ノ來集ヲ目的トスル場所

警察署長ハ前項ノ規定ニ依リ配置シタル唾壺適當ナ

ラズ又ハ其ノ箇數充分ナラズト認ムルトキハ期日ヲ

指定シテ其ノ變更又ハ増置ヲ命ズルコトヲ得

唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後ニ非ザレバ之ヲ投棄スルコトヲ得ズ

第六條 前條ノ規定ニ依リ唾壺ヲ配置シタル場所ニ於

テハ唾壺ノ外唾痰ヲ略出スルコトヲ得ズ

第七條 貸蒲團業及旅館、下宿屋、貸座敷其ノ他人ヲ

宿泊セシムル場所ニ在リテハ左ニ掲グル事項ヲ遵守

スベシ

一 營業ノ用ニ供スル寢具ハ白布ヲ以テ被包スルコ

ト

二 前號ノ白布及貸浴衣ハ使用者ヲ改ムル毎ニ洗濯

スルコト

三 病毒傳播ノ危険アル結核患者若ハ其ノ疑アル患

者ノ宿泊シタル室又ハ使用シタル物件ヲ他人ニ使

用セシメントスルトキハ消毒ヲ爲スコト

第八條 診療所其ノ他患者ヲ收容スル場所ニ於テハ左

ニ掲グル事項ヲ遵守スベシ

一 病毒傳播ノ危険アル結核患者ト他ノ患者トヲ同

室ニ收容セザルコト

二 病毒傳播ノ危険アル結核患者ヲ收容シタル病室

ニハ消毒スルニ非ザレバ他ノ患者ヲ收容セザルコ

ト

三 結核病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ハ使用

者ヲ更ムル毎ニ消毒スルコト

第九條 警察署長結核豫防上必要アリト認ムルトキハ

第五條ニ規定スル場所及其ノ使用物件ノ消毒ヲ命ズ

ルコトヲ得

前項ノ消毒ヲ命ゼラレタルトキハ消毒施行後ニ非ザ

レバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十條 古本、古座布團、古蒲團、古著其ノ他身體ニ

著裝スル古物ノ營業者又ハ貸本、貸衣裳其ノ他纏身

用物ノ貸貸ヲ業トスル者ハ其ノ取扱物件ノ消毒ヲ爲

シタル後ニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ貸出スコトヲ得

ズ

第十一條 家屋ヲ貸貸シ又ハ料金を得テ人ヲ寄宿セシ

ムル者ハ結核患者若ハ其ノ疑アル賃借人又ハ寄宿人

轉出若ハ死亡シタルトキハ消毒ヲ爲シタル後ニ非ザ

レバ之ヲ貸貸シ又ハ人ヲ寄宿セシムルコトヲ得ズ

第十二條 法第四條第一項第二號ノ規定ニ依リ從業ヲ

禁止セラレタル者病症輕快シ再ビ從業セントスルト

キハ醫師ノ診斷書ヲ添附シ禁止ノ解除ヲ權太廳長官

ニ申請スベシ

第十三條 飲食物又ハ玩具ヲ販賣スルニ當リテハ病毒

傳播ノ虞アル行爲ヲ爲シ若ハ爲サシムベカラズ

第十四條 第五條、第七條乃至第十一條ノ規定ニ依ル

消毒ハ大正十四年權太廳令第十九號傳染病豫防法施

行規則ニ依ルベシ但シ藥物ヲ以テ唾痰ヲ消毒スルニ

ハ鹽酸加石炭酸水(防疫用石炭酸五分鹽酸一分水九

十四分)ヲ使用スベシ

第十五條 結核豫防法施行令第一條ノ規定ニ依ル申請

ハ左ノ事項ヲ具シ權太廳長官ニ申請スベシ

一 申請者ノ本籍、住所、職業及氏名

二 建物ノ所有者又ハ使用者ノ別

三 損害額(内譯明細書ヲ添付スルコト)

四 制限又ハ禁止セラレタル建物ノ種類及其ノ坪數

五 建築及改築年月

六 申請者以外ニ建物ニ關シ權利ヲ有スル者アルト

キハ其ノ住所氏名及權利ノ種類

第十六條 結核豫防法權太施行令第五條ニ該當スル者

ニシテ生活費ノ補給ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ戸籍謄本ヲ添ヘ樺太廳長官ニ申請スベシ

一 申請人ノ住所、職業、氏名及世帯上ノ地位

二 補給ヲ受クベキ者ノ住所、職業、氏名及生年月日

三 從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ノ住所、職業、氏名及生年月日

四 從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル年月日

五 從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレル前ニ於ケル各家族ノ收入明細書

六 補給ヲ要スル事由

第十七條 生活費ノ補給額ハ一人一日五十錢以内トス但シ年齡十歳未満ノ者ニ對シテハ其ノ二分ノ一以内トス

同一家族内ニ補給ヲ受クベキ者數人アリト雖モ其ノ總金額ハ一日一圓五十錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十八條 生活費ノ補給ハ從業禁止又ハ入所ノ日ヨリ起算シ補給ノ廢止又ハ停止ノ當日迄日割計算ヲ以テ支給ス

第十九條 生活費補給ノ許可ヲ受ケタル者ハ翌月五日迄三前月分ノ請求ヲ爲スベシ但シ補給ヲ廢止又ハ停止セラレタルトキハ期日ニ拘ハラズ請求スルコトヲ得

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ生活費ノ補給ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

一 從業禁止中ノ者又ハ入所中ノ者死亡シタルトキ

二 從業禁止中ノ者其ノ禁止ヲ解除セラレ又ハ入所中ノ者退所シタルトキ

三 從業ヲ禁止セラレタル者樺太外ニ轉出シタルトキ

第二十一條 生活費ノ補給ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ガ補給ヲ廢止又ハ停止シ若ハ補給額ヲ減ズルコトアルベシ

一 結核豫防法樺太施行令第五條第二號又ハ第三號ニ該當スル者死亡シ若ハ其ノ資格ヲ失ヒタルトキ

二 他ニ公私救恤ノ途アルニ至リタルトキ

三 補給ヲ廢止シ又ハ減額スルモ生活シ得ルモノト認メタルトキ

四 本人ノ申請アリタルトキ

五 本人怠惰又ハ素行不良ト認メタルトキ

第二十二條 生活費ノ補給ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ其ノ期間中補給金ノ全部又ハ一部ノ支給ヲ停止ス

一 拘留又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 未決勾留又ハ勞役場ニ留置セラレタルトキ

三 行衛不明ニナリタルトキ

第二十三條 第二十條(第二號前段ヲ除ク)第二十一條第一號及第二號ノ事實アリタルトキハ本人、戸主又ハ法定相續人ヨリ五日以内ニ樺太廳長官ニ届出ツベシ

第二十四條 前條ノ届出ヲ怠リ補給金ノ支拂ヲ受ケタル者ニ對シテハ補給金ヲ返還セシム

第二十二條ニ依ル補給金ノ停止アリタル場合ニ於テ既ニ支拂ヒタル補給金ニ對シ亦同ジ

第二十五條 法第六條ノ規定ニ依リ療養所ノ設置ヲ命

ゼラレタル公共團體ハ樺太廳長官ノ認可ヲ得テ療養所ノ位置設計及其ノ收容人員ヲ定ムベシ其ノ變更ニ付亦同ジ

第二十六條 結核豫防法第六條ノ規定ニ依リ療養所ヲ設置スル公共團體ハ療養所ノ前年度事業成績ヲ毎年五月末日迄ニ樺太廳長官ニ報告スベシ

第二十七條 法第三條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ職務ハ警察署長、第四條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第二十八條 本令ノ規定ニ依リ樺太廳長官ニ提出スベキ書類ハ所轄警察署長ヲ經由スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年樺太廳令第十八號肺結核豫防取締規則ハ之ヲ廢止ス

國民職業能力申告令施行規則中

改正其他

國民職業能力申告令施行規則中

改正ノ件 (昭和十六年十月十六日 厚生省令第五十號)

國民職業能力申告令施行規則中左ノ通改正ス

第一條ノ二 女子ニシテ令第二條第一號乃至第五號ニ

該當スルモノハ同條第六號ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者トシテ要申告者タル場合ヲ除クノ外同條

但書ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スコトヲ要セズ

附則

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス